

五ヶ瀬町男坂団地住宅撤去公募 実施要領

平成30年12月17日

五ヶ瀬町長

次のとおり、「五ヶ瀬町男坂団地住宅撤去公募」に係る撤去者を募集します。

1. 公募の概要

- (1) 名称：五ヶ瀬町男坂団地の住宅撤去に伴う公募
- (2) 公募期間：平成30年12月17日から平成31年1月7日まで
- (3) 場所：町営住宅男坂団地
五ヶ瀬町大字三ヶ所10830番地
- (4) 撤去期間：平成31年2月から平成31年3月末まで
- (5) 公募内容
 - 1) 上記(3)場所での住宅2棟の撤去及び搬出を行うものであり、撤去費用等は、応募者の負担によるものとします。
 - 2) 住宅の基礎、埋設配管及び合併浄化槽を除く全てを撤去するものとします。
 - 3) 撤去した住宅は、移設して住居や倉庫などとして使用するほか、販売所など営利目的としての使用も可能とします。
 - 4) 応募は、1棟のみの撤去でも可能とします。
- (6) 公募理由
町営住宅男坂団地については、平成6年度にプレハブ平屋建で2棟整備されたものであり、内装の老朽化が著しいことから、平成30年8月に用途廃止（住宅としての使用を廃止）しました。撤去・処分には多くの費用を要することから、今回、資材を有効利用できる方を公募するものです。

2. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- (1) 五ヶ瀬町内に住民登録をしている個人又は事務所等を有する法人等
- (2) 町税等を滞納している者ではないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

3. 応募方法

応募様式（様式－１）を下記受付期間内に下記方法にて提出すること。

提出方法：郵送又は持参

提出先：五ヶ瀬町役場総務課

〒882-1295 五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地

電話 0982-82-1700

受付期間：平成30年12月17日から平成31年1月7日まで

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日

受付時間：8時30分から17時15分

4. 提出にあたっての注意事項

- (1) 手続きに使用する言語は日本語に限ります。
- (2) 応募に要する費用は応募者側の負担とします。

5. 撤去者の決定方法

- (1) 応募書類をもとに、必要な資格及び条件等が備わっているか審査し、候補者を選定します。
- (2) 選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて、応募者にヒヤリング等を実施することがあります。
- (3) なお、上記の結果、候補者が複数いる場合には、抽選により撤去者を選定します。

6. 選定結果の通知

平成31年1月下旬までに文書により通知します。

7. その他注意事項

- (1) 特段の理由なく、応募様式に記載した作業予定期間を過ぎても作業に着手しない場合は、撤去者の決定を取り消すことがあります。
- (2) 撤去は撤去者の責任において行うものであるため、撤去中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は撤去者の責任において処理することとします。
また、第三者への損害を与えた場合には、撤去者から速やかに通報を求め、適切に対応するよう指示する場合があります。
- (3) 利用しない発生品については、適正に処分することとし、自己所有地を含め投棄することは禁止します。
- (4) 本応募により得た権利を第三者に譲渡することは禁止します。

8. 完了報告及び履行確認

- (1) 撤去者は、撤去が完了したときは、役場総務課に報告を行うこと。
- (2) 完了報告後、履行状況について確認を行い、必要がある場合は、撤去者に対して指導を行う場合があります。指導を行ってもなお撤去不履行と考えられる場合には、以降の公募において、撤去者の選定から除外する場合があります。

9. 決定通知の取消し

公募において示した参加資格のない者の申請又は資料に虚偽の記載をした者の申請は、決定通知を取り消す場合があります。